

## 天橋立周辺景観まちづくり計画を踏まえた屋外広告物規制（素案）

景観まちづくり計画案を踏まえ、これに沿った具体的な規制を行うため、京都府、宮津市、与謝野町において作成した素案で、今回の検討会を経て実施につなげていく。また、景観まちづくり計画策定以後も、引き続き、世界遺産指定に向け、同取組を継続していくこととする。

- 1 眺望景観沿道ゾーン（幹線道路から天橋立への眺望を得ることができる観光道路として重要な地域）  
『「建植広告物」、「一般広告塔」、「屋上広告物」などの設置を行わないよう努める。』  
→ 禁止地域の設定、許可基準の変更
- 2 幹線道路沿道ゾーン（天橋立や宮津湾、阿蘇海を周回する地域）  
『非自己用の建植看板などの設置を行わないよう努める。』  
→ 禁止地域の設定、許可基準の変更
- 3 俯瞰景観重点ゾーン（文珠、府中地区）  
『「屋上広告物」「屋上広告塔」「突き出し型軒下広告物」などの設置を行わないよう努める。』  
→ 許可基準の変更

	眺望景観沿道ゾーン、幹線道路沿道ゾーン (宮津市、与謝野町)	俯瞰景観重点ゾーン (宮津市)	手 法	実施時期												
禁止地域の指定 (広告物全般を規制)	都市計画道路岩滝海岸線（与謝野町字男山～字岩滝）；1.3km）沿線を禁止地域に指定（道路境界線から100m以内の区域）	【道路区域】 一般国道178号府中道路（=バイパス；宮津市大垣～江尻；1.4km）沿線を禁止地域に指定（現道を除く道路路境界線から100m以内の区域）	京都府告示改正（屋外広告物条例第5条第3号の規定により場所を指定する告示） ※条例改正は不要	平成19年度内公布、平成20年度施行等 ※道路の供用開始に合わせる												
許可基準の変更 (広告物の種類を限定して規制)	上記を除く眺望景観沿道ゾーン、幹線道路沿道ゾーンの 建植広告物、一般広告塔、屋上広告物 <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>現 行</th> <th>変更案</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①建植広告物 ・ 30㎡、高さ6m ・ 著しい変型でない ・ 上下2段以上の複合でない</td> <td rowspan="3">(現行規制に加え)自己用広告物に限る</td> </tr> <tr> <td>②一般広告塔 ・ 高さ30m（木造は10m） ・ 幅は高さの1/3 ・ 交差点から20m離す</td> </tr> <tr> <td>③屋上広告物 洋屋根：縦3m、屋根幅の2/3 和屋根：縦2m、屋根幅の2/3</td> </tr> </tbody> </table>	現 行	変更案	①建植広告物 ・ 30㎡、高さ6m ・ 著しい変型でない ・ 上下2段以上の複合でない	(現行規制に加え)自己用広告物に限る	②一般広告塔 ・ 高さ30m（木造は10m） ・ 幅は高さの1/3 ・ 交差点から20m離す	③屋上広告物 洋屋根：縦3m、屋根幅の2/3 和屋根：縦2m、屋根幅の2/3	【文珠、府中市街地区域】 <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>現 行</th> <th>変更案</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①屋上広告物 洋屋根：縦3m、屋根幅の2/3 和屋根：縦2m、屋根幅の2/3</td> <td rowspan="3">(現行規制に加え)自己用広告物に限る</td> </tr> <tr> <td>②屋上広告塔 ・ 設置する工作物の高さの1/3 ・ 地上46m</td> </tr> <tr> <td>③突き出し型軒下広告物 並行：20㎡、設置面積の2/3 直角：10㎡、壁面から1m</td> </tr> </tbody> </table>	現 行	変更案	①屋上広告物 洋屋根：縦3m、屋根幅の2/3 和屋根：縦2m、屋根幅の2/3	(現行規制に加え)自己用広告物に限る	②屋上広告塔 ・ 設置する工作物の高さの1/3 ・ 地上46m	③突き出し型軒下広告物 並行：20㎡、設置面積の2/3 直角：10㎡、壁面から1m	宮津市、与謝野町規則改正（屋外広告物の規制に関する基準等を定める規則）	状況が整い次第公布、施行（3～6年程度の一定の経過措置期間を設ける）
現 行	変更案															
①建植広告物 ・ 30㎡、高さ6m ・ 著しい変型でない ・ 上下2段以上の複合でない	(現行規制に加え)自己用広告物に限る															
②一般広告塔 ・ 高さ30m（木造は10m） ・ 幅は高さの1/3 ・ 交差点から20m離す																
③屋上広告物 洋屋根：縦3m、屋根幅の2/3 和屋根：縦2m、屋根幅の2/3																
現 行	変更案															
①屋上広告物 洋屋根：縦3m、屋根幅の2/3 和屋根：縦2m、屋根幅の2/3	(現行規制に加え)自己用広告物に限る															
②屋上広告塔 ・ 設置する工作物の高さの1/3 ・ 地上46m																
③突き出し型軒下広告物 並行：20㎡、設置面積の2/3 直角：10㎡、壁面から1m																
備 考	・ 新規道路沿いはすべての種類の広告物を禁止 ・ その他の主要道路沿線は、建植広告物、一般広告塔、屋上広告物に限り禁止 ※ともに自己用広告物等適用除外物件は除く	・ 新規道路沿いはすべての種類の広告物を禁止 ・ 文珠、府中市街地は屋上広告物、屋上広告塔、突き出し型軒下広告物に限り禁止 ※ともに自己用広告物等適用除外物件は除く		岩滝海岸線は平成21年度、府中道路は平成20年度供用開始予定												

## 屋外広告物規制素案（許可基準）

景観計画の区分	市街地ゾーン、自然環境保全ゾーン		幹線道路沿道ゾーン			俯瞰景観重点ゾーン						
			眺望景観沿道ゾーン									
屋外広告物規制の区分	（許可地域） ※現行規制どおり （変更なし）			岩滝海岸線 （眺望景観沿道ゾーン） 府中道路 （注：俯瞰景観重点ゾーン） ※バイパス			左記を除く既存道路沿線 （幹線道路沿道ゾーン、眺望景観沿道ゾーン） ※現道			文珠、府中市街地		
	種 類	面積	高さ等	その他要件	面積	高さ等	その他要件	面積	高さ等	その他要件		
広告塔	路上広告塔		高さ=2m		現行規制どおり			現行規制どおり				
	屋上広告塔		高さ=建築物等の1/3で46m	永久構造物					高さ=建築物等の1/3で46m	永久構造物	自己用広告物に限る	
	一般広告塔		高さ=30m（木造10m） 幅=高さの1/3	交差点から20m以上離す	<div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <b>禁 止</b>                      （適用除外を除く）                 </div> ※適用除外の例 ・法令に基づく ・国、地方公共団体が公共的目的で設置 ・公選法の選挙運動用ポスター ・自己用広告物 ・冠婚葬祭等のため一時的に設置 ・講演会等のため会場の敷地内に設置 等			現行規制どおり				
軒下広告物	壁面直接設置 突出平行配置	壁面の1/2 壁面の2/3 20㎡	設置壁面の長さ未満	道路突出不可				現行規制どおり			壁面の2/3, 20㎡	設置壁面の長さ未満
	突出垂直配置	10㎡	1m以上垂直に出ない		現行規制どおり			10㎡	1m以上垂直に出ない		自己用広告物に限る	
屋上広告物	洋風屋根設置		縦=3m 横=屋根幅の2/3	永久構造物 屋根直描不可	現行規制どおり				縦=3m 横=屋根幅の2/3	永久構造物 屋根直描不可	自己用広告物に限る	
	和風屋根設置		縦=2m 横=屋根幅の2/3		現行規制どおり				縦=2m 横=屋根幅の2/3		自己用広告物に限る	
立看板			縦=2m 横=1m 脚30cm以上	掲出30日以内 道路上不可	現行規制どおり			現行規制どおり				
建植広告物 （野立看板）	30㎡	地上6m	変形不可 上下2段以上 複合不可		30㎡	地上6m	変形不可 上下2段以上 複合不可				自己用広告物に限る	
へい垣広告物	へい垣面の1/2	へい垣の高さ未満	並列時高さ同 へい直描不可		現行規制どおり			現行規制どおり				
アーチ広告物		縦=2m	繁華街等設置		現行規制どおり							
気球広告物		球型直径3m 網の長さ45m	ネット面設置 要補助網									
横断幕		縦=1m	繁華街等設置									
幕広告		幅=1.5m 長さ=11m	幕は布地									
はり紙	1㎡	1辺1m	掲出30日以内 変形不可									